議案第93号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18 号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、 同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条 第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の7 0」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の1 10」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

第31条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型(人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。)に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級 3 級		4 級	
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	円		円	円	円	
	1	222,000	298, 200	341, 400	376, 000	
	2	223, 800	300, 200	343, 200	378, 600	
	3	225, 600	302, 100	345, 100	381, 200	
	4	227, 700	303, 800	347,000	383, 800	
	5	229, 900	305, 900	348, 900	386, 400	
	6	231, 800	307, 700	350,600	389,000	
	7	233, 700	309, 100	352, 700	391, 500	
	8	235, 500	310, 500	354, 500	393, 900	
	9	237, 800	312, 200	356, 400	396, 300	
	10	239, 700	313, 800	358, 300	398, 200	
	11	241,700	315, 500	360, 300	400, 100	
	12	244, 000	317, 100	362, 100	402,000	
	13	245, 800	318, 500	363, 900	404, 100	
	14	247,600	320, 200	365, 600	406, 000	
	15	249, 300	322, 000	367, 600	407, 700	
	16	250, 700	323, 400	369, 600	409, 700	
	17	252, 300	324, 800	371,600	411,800	
	18	253, 900	327, 100	374, 000	413, 600	
	19	255, 100	329, 400	376, 500	415, 200	
	20	256, 800	331, 700	379,000	416, 600	
	21	258, 000	334, 000	381,500	418, 300	
	22	259, 000	335, 500	383, 100	419, 800	
	23	260, 200	337, 400	385,000	421, 200	
	24	261, 300	339, 300	386, 900	422, 400	
	25	262, 600	341, 100	388, 700	423, 700	
	26	263, 300	342, 900	390, 300	425, 000	
	27	264, 600	344, 500	392, 100	426, 200	
	28	265, 800	346, 000	393, 700	427, 400	
	29	267, 100	347, 800	395, 300	428, 500	
	30	268, 500	349, 300	396, 900	429, 400	
	31	269, 500	350, 900	398, 400	430, 400	
	32	271,000	352, 400	399, 900	431, 400	

33	272, 300	354, 100	401, 500	432, 300
34	273, 700	355, 700	402, 900	433, 100
35	274, 900	357, 400	404, 400	434, 000
36	276, 400	359, 200	405, 400	434, 700
37	277, 600	360, 400	406, 400	435, 400
38	279, 000	361, 900	407, 600	436, 200
39	280, 200	363, 500	407, 600	
				436, 800
40	281, 600	365, 000	409, 400	437, 600
41	283, 200	366, 000	410, 300	438, 400
42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
55	303, 300	381, 300	420, 900	447,000
56	305, 000	382, 200	421,600	447,600
57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
63	318,000	387, 700	425, 900	451, 400
64	319, 700	388, 300	426, 500	452,000
65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800

392, 100

429, 300

454, 300

69

328,000

105	368, 500	412, 400	445, 700	
106	369, 000	413, 000	446, 100	
107	369, 500	413, 500	446, 500	
108	370, 100	414, 000	446, 900	
109	370, 800	414, 400	447, 200	
110	371, 300	414, 800	447, 600	
111	371, 800	415, 300	448, 000	
112	372, 300	415, 900	448, 400	
113	372, 800	416, 400	448, 700	
114	373, 300	416, 800		
115	373, 800	417, 200		
116	374, 300	417, 600		
117	374, 700	418, 000		
118	375, 100	418, 400		
119	375, 600	418, 800		
120	376, 100	419, 200		
121	376, 600	419, 600		
122	377, 100	420, 000		
123	377, 600	420, 400		
124	378, 000	420, 800		
125	378, 400	421, 200		
126	378, 700	421, 600		
127	379, 100	422, 000		
128	379, 500	422, 400		
129	379, 800	422, 700		
130	380, 000			
131	380, 400			
132	380, 800			
133	381, 300			
134	381,600			
135	382, 000			
136	382, 400			
137	382, 800			
138	383, 200			
139	383, 600			
140	384, 000			

	141	384, 300			
	142	384, 700			
	143	385, 100			
	144	385, 400			
	145	385, 900			
	146	386, 300			
	147	386, 700			
	148	387, 100			
	149	387, 500			
	150	387, 900			
	151	388, 300			
	152	388, 700			
	153	389, 100			
	154	389, 500			
	155	389, 900			
	156	390, 300			
	157	390, 700			
	158	391, 100			
	159	391, 500			
	160	391, 900			
	161	392, 300			
	162	392, 700			
	163	393, 100			
	164	393, 500			
	165	393, 900			
	166	394, 300			
	167	394, 600			
	168	395, 000			
	169	395, 400			
定年前		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額
再任用 短時間		円	円	円	円
勤務職員		244, 200	285, 300	310,000	349, 500

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第1条の規定(第 31条第2項の改正規定に限る。)は令和8年1月1日から、第2条の規定は同 年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(別表第1の改正規定に限る。)による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年4月1日
 - (2) 第1条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年12月1日
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった幼稚園教育職員(以下「職員」という。)及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の同条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定

による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抄)

第1条による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例 _| 旧 条 例

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の127.5を乗じて得た額 に、教育委員会規則で定める支給割合 を乗じて得た額とする。ただし、第1 0条の規定に基づき管理職手当の支給 を受ける職員の期末手当の額は、職員 の給与月額に100分の110 を 乗じて得た額に、教育委員会規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 (期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の125 を乗じて得た額 に、教育委員会規則で定める支給割合 を乗じて得た額とする。ただし、第1 0条の規定に基づき管理職手当の支給 を受ける職員の期末手当の額は、職員 の給与月額に100分の107.5を 乗じて得た額に、教育委員会規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>10</u>0分の61.25」とあるのは「<u>10</u>0分の61.25」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員士 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 20 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の137.5)を乗じて得 た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す | 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の120」とあるの は「100分の60 」と、「10 0分の137.5」とあるのは「10 0分の68.75」とする。

 $4 \sim 7$ 略

(義務教育等教員特別手当)

第31条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、 4,150円を超えない範囲内で、職 務の級及び号給(定年前再任用短時間 勤務職員にあっては、職務の級)の別 に応じ、校務類型(人事委員会の承認 を得て教育委員会規則で定める校務の 種類をいう。)に係る業務の困難性そ の他の事情を考慮して、人事委員会の 承認を得て、教育委員会規則で定め る。

3 略

とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 17.5 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の135)を乗じて得 た額の総額を超えてはならない。

る前項の規定の適用については、同項 中「100分の117.5」とあるの は「100分の57.5」と、「10 0分の135 」とあるのは「10 0分の66.25」とする。

 $4 \sim 7$ 略

(義務教育等教員特別手当)

第31条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、 4,150円を超えない範囲内で、職 務の級及び号給(定年前再任用短時間 勤務職員にあっては、職務の級)の別 に応じて

、人事委員会の 承認を得て、教育委員会規則で定め る。

略

第2条による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例

旧 条 例

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の126.25を乗じて得た 額に、教育委員会規則で定める支給割 合を乗じて得た額とする。ただし、第 10条の規定に基づき管理職手当の支 給を受ける職員の期末手当の額は、職 員の給与月額に100分の108.7 5を乗じて得た額に、教育委員会規則 で定める支給割合を乗じて得た額とす る。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の62.5」とする。

 $4 \sim 6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 (期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の127.5 を乗じて得た 額に、教育委員会規則で定める支給割 合を乗じて得た額とする。ただし、第 10条の規定に基づき管理職手当の支 給を受ける職員の期末手当の額は、職 員の給与月額に100分の110 _を乗じて得た額に、教育委員会規則 で定める支給割合を乗じて得た額とす る。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1

- 18.75(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の136.25て得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 7$ 略

- 20 (第10条の規定に基づき 管理職手当の支給を受ける職員にあっ ては100分の137.5)を乗じ て得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目			i	改 正	内 容				
	DI + /// 4								
給 料 表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(14,860円、3.80%)を解消するため、給料月額を引き上げる。								
	職員の支給月数								
			 行	第1条による改正 (令和7年度の支給月数)		第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			
	□ /\ #u∃	三 勤勉	Δ∌L		年度の文				
	区 分 期末 6月期 1.2		合計 2.425	期末 1.25	1.175	合計 2.425	期末 1.2625	勤勉 1.1875	合計 2.45
	12月期 1.2		2. 425	1. 275	1. 20	2. 425	1. 2625	1. 1875	2. 45
	合 計 2.5		4. 85	2. 525	2. 375	4. 90	2. 525	2. 375	4. 90
	管理職員の支								
	1 · 1 / 1 / 2 / 2 / 2		,	第1	条による	改正	第2	条による	改正
		現 行		(令和7年度の支給月数)		(令和8年度の支給月数)			
	区分期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期 1.07	5 1.35	2.425	1.075	1.35	2. 425	1.0875	1.3625	2.45
期末手当	12月期 1.07	5 1.35	2.425	<u>1.10</u>	<u>1.375</u>	<u>2. 475</u>	1.0875	<u>1.3625</u>	<u>2. 45</u>
及び	合 計 2.15		4.85	<u>2. 175</u>	2.725	<u>4. 90</u>	2. 175	2.725	4. 90
勤勉手当	定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)の支給月数								
	現行		第1条による改正		第2条による改正				
	E // ##=			(令和7年度の支給月数)		(令和8年度の支給月数)			
	区分期		合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期 0.7 12月期 0.7		1. 275	0.70	0.575	1. 275	0.7125	0.5875	1.30
	合計 1.4		1. 275 2. 55	0. 725 1. 425	0.60 1.175	1. 325 2. 60	0. 7125 1. 425	0. 5875 1. 175	1. 30 2. 60
	定年前再任用短時間勤務管理理			第1条による改正			第2条による改正		
		現行		(令和7年度の支給月数)					
	区分期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期 0.61		1.275	0.6125	0.6625	1. 275	0.625	0.675	1. 30
	12月期 0.61	25 0.6625	1. 275	0.6375	0.6875	1. 325	0.625	0.675	<u>1.30</u>
	合 計 1.22	5 1.325	2.55	<u>1.25</u>	<u>1.35</u>	<u>2. 60</u>	1. 25	1.35	2.60
	1 第1条によ	こる給料表	並びに	期末手当	6及び勤	勉手当り	に係る改	女正は令	和7年1
	2月11日カ					. —			
	末手当及び単		•			- //-/-			2 \ /91
施行期日等	2 第2条によ		//-/				,	- 0	1日から
NE [13] H 4	施行する。	~ ~ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		<i>∌</i> ,7/123] =	1 (- NV . O)	-VT-10	, la JH C	, , = /1	I H W D
	3 給料表の改	ケエに坐い	县.枚.	笑に トス	、号絵の	外岸間	なに 変す	目がある	場合に早
	給の調整を行					<u>ハ] //い 天</u>]]	小に交叉	(N-0)	7 /// ロ (C ク
	仲ツ明金で1	, , _ C //³	(90)	ここずこ	y 少 0				
I									